

傷害保険ご加入の皆様へ・お支払い保険金のご案内

◇サーキットコース場での運転中の傷害事故に限り保険金をお支払いいたします。コース外では適用されません。

◇急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」という)によってその身体に被った傷害に対して、『傷害保険普通保険約款』に従い、保険金をお支払い致します。

《 お支払いする保険金 》

保険金の種類	死亡保険金 7,847,000 円	走行中の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで亡くなった場合、死亡・後遺障害のご契約保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払い致します。
	後遺障害保険金 3~100%	走行中の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を残すなど、後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害のご契約保険金額の3%~100%をお支払いいたします。ただし、死亡保険金・後遺障害保険金は、合計して保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度と致します。
	入院保険金 日額 5,000 円	走行中の事故によりケガをされ、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院(入院に準じた状態を含みます)し、医師の治療を受けた場合に、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金の日額をお支払いいたします。
	手術保険金 入院に対し1回	入院保険金が支払われる場合で、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けたとき、入院日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍・20倍・40倍)を乗じた金額を手術保険金としてお支払いいたします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。
	通院保険金 日額 3,000 円	走行中の事故によりケガをされ、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ通院(往診を含みます)し、医師の治療を受けた場合に、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度とし、1日につき通院保険金日額をお支払いいたします。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に回復したとき以降の通院に対しては通院保険金はお支払い致しません。

◇ ご加入費用 / 保険期間
* 一人 500 円 * 当日のみ有効

《 保険金をお支払いできない場合 》

- ・ 故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・ 酒酔運転による事故、麻薬等を使用しての運転中の事故。
- ・ 脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・ 戦争、暴動などによる事故。
- ・ 頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰痛で他覚症状のないものに対しては保険金をお支払いできません。

《 保険金の受け取りの際は 》

- ・ 傷害保険に加入しているご本人様となります。(死亡の場合は法定相続人となります。)
- ・ 傷害保険の申請は事故日より7日以内に、しゃぼん玉へ報告が必要です。
- ・ 医療機関の診断書が必要となります。

しゃぼん玉 本店 〒470-0117 愛知県日進市藤塚7丁目55番地
Tel 0561-72-7050 Fax 0561-72-7051

保険係 あしだ